

# 今年度も防災イベントを 開催予定です!

岩淵町まちづくり協議会では昨年度に引き続き、防災イベントの開催を予定しています。今年度の防災イベントは**12月14日(土)**開催予定です。

※時間帯や会場の詳細は決定次第お知らせいたします。

## 定例会で防災イベントについて話し合っています

昨年度のイベントの成果や反省点を踏まえつつ、今年度のイベントの方向性や企画内容について定例会で話し合っています。

### ●定例会での意見交換の内容(一部抜粋)

- 前回のイベントは未就学児や小学校低学年の参加が多かったため、今回は高学年や中学生以上も参加しやすい企画を用意できるとよい。
- 子どもたちには参加するだけでなく、運営や準備から関わってもらいたい。
- 普段の自治会でやっている防災訓練をイベントをきっかけに体験してほしい。
- 防災は近所同士の普段の付き合いが重要。イベントが日常のコミュニケーションが生まれるきっかけになれば。



定例会でペットボトルランタンを実際に作ってみました

## いわぶちまち防災オープンDAY!ダイジェストムービー

3月2日に実施した防災イベント「いわぶちまち防災オープンDAY!」のダイジェストムービーをYouTubeにて公開しています。動画は協議会の実行委員である内田寛崇さんに作成いただきました。大満寺の僧侶である内田さんはフリーランスの映像作家としても活動されています。



↑ムービーはこちら  
からご覧ください



## 岩淵町まちづくりニュース

発行:北区防災まちづくり担当課

第16号  
令和6年10月

岩淵町まちづくりニュースは岩淵町でのまちづくりについて、広くお知らせするため、岩淵町のみなさまに全戸配布しています。

### 北区からのお知らせ

## 志茂地区防災街区整備地区計画案および新たな防火規制案説明会 岩淵町まちづくり協議会 第12回定例会

地区計画案および新たな防火規制の説明会と岩淵町まちづくり協議会の定例会を同日に開催します。ご都合のつく方はぜひご参加ください。

日時 **令和6年10月31日(木) 19:00~20:30**

志茂地区防災街区整備地区計画案および新たな防火規制案説明会 19:00~19:30  
岩淵町まちづくり協議会 第12回定例会 19:30~20:30

場所 **岩淵小学校体育館**

### ●志茂地区防災街区整備地区計画案説明会

志茂・岩淵地区の防災機能を強化し、安全で快適な市街地の形成を誘導するためのまちづくりルールの導入について説明会を行います。 ※地区計画の概要はp.2~3参照

#### 地区計画案の縦覧

地区計画案の内容について、下記の期間・場所でご覧いただけます。期間中は北区HPでもご覧いただけます。

期間 11月1日(金)~11月15日(金)  
※土・日・祝日を除く

場所 北区役所第一庁舎 7階 ①番  
防災まちづくり担当課

#### 意見書の提出

区内在住の方または利害関係を有する方は、意見書の提出が可能です。

期間 11月1日(金)~11月15日(金)  
※土・日・祝日を除く

提出先 北区役所第一庁舎 7階 ①番  
防災まちづくり担当課

### ●新たな防火規制案説明会

建物の耐火性能を強化し、火災時に燃え広がりにくくするためのルールについての説明会を行います。 ※新たな防火規制の概要はp.3参照

### ●岩淵町まちづくり協議会 第12回定例会

12月14日(土)に開催予定の防災をテーマとしたイベントについて、企画や準備の進め方について意見交換を行います。定例会では災害時の非常食として使用されるアルファ化米の炊き出しを実際に体験する予定です。

岩淵町のまちづくりの内容は  
北区のHPからもご覧いただけます。

岩淵町 まちづくり

検索



★岩淵町まちづくり協議会に関するお問い合わせは下記連絡先まで★

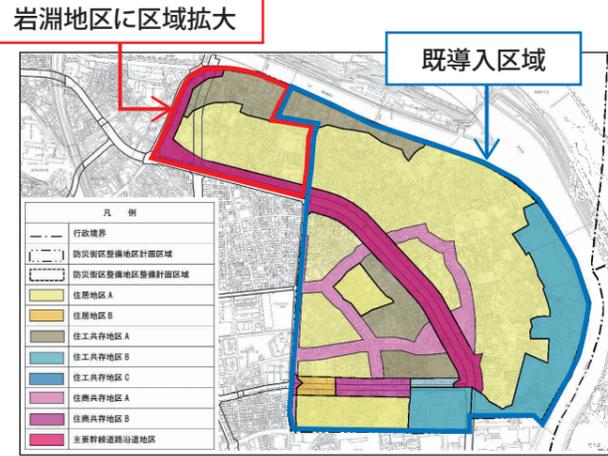
北区防災まちづくり担当課 担当:斎藤、高杉、森岡

【TEL】03-3908-9162 【E-MAIL】bomachi-ka@city.kita.lg.jp

# 志茂地区防災街区整備地区計画案の概要

## 地区計画とは？

- まちの課題や特徴を踏まえ、道路、公園などの配置や建築物の建て方などについてきめ細かにルールを定めるまちづくりの計画です。
- 志茂地区では防災性向上の観点から、「志茂地区防災街区整備地区計画」を平成27年に決定しており、今回は岩淵地区に「地区整備計画区域(制限のかかる区域)」を拡大します。
- 地区計画は都市計画法に基づき定められ、一度決定すると将来にわたって永続的に効力が生じます。



## 建築物の形態や色彩などの制限

○志茂・岩淵地区にふさわしい落ち着いた街並みを実現するため、建て替え時に周辺環境に調和するよう建物の形態や色彩を誘導する。



## かき・柵の制限

○道路に面した垣またはさくを設置する際は高いブロック塀や万年塀を禁止し、生け垣や透過性のあるフェンス造とする。



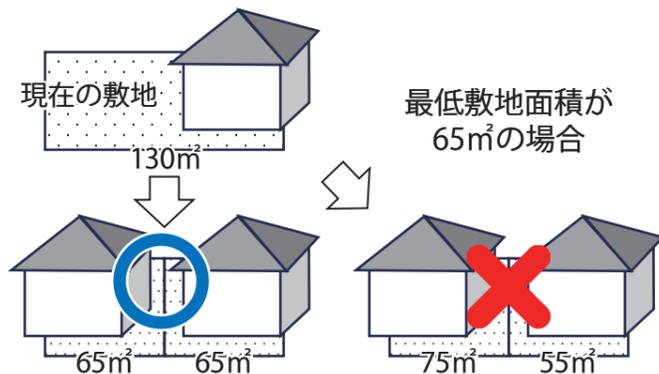
## 建物の高さ・幅および壁面の位置の制限

- 地区防災道路に面する建物は道路中心から3m以上後退して、後退部分には、避難・消防活動上障害となる塀、花壇、自動販売機等の設置を禁止し、幅員6mの道路状空間を確保する。
- 地区防災道路の道路中心から15mの範囲にかかる建物の高さは5m以上とする。
- 地区防災道路に接する建物の幅は敷地幅の7/10(間口率)以上とする。



## 敷地面積の最低限度

- 敷地分割する際の最低敷地規模について、北本通りの沿道30mは80㎡以上とし、その他のエリアでは65㎡以上とする。
- ただし、すでに最低敷地規模を下回っている土地での建て替えは可能。あくまでも今後敷地が細分化されることを防止する。



## 建物の用途の制限

- 地区全域において、地域の風紀に著しい影響を及ぼす風俗営業等店舗施設等の建築を禁止する。



## 「新たな防火規制」の概要

### 新たな防火規制とは？

- 東京都建築安全条例の規定に基づき、震災時の火災による危険性が高い区域において、建築物の耐火性能を強化するものです。
- 志茂地区では平成19年より順次導入しており、今回は岩淵地区にも新たに導入します。
- 新たな防火規制が導入されると、建て替え・新築の際に、より耐火性能が高い構造が求められます。

